

福岡県冷凍設備保安協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は会員の冷凍設備につき、高圧ガス保安協会が行なう保安検査業務の実施にあたりるとともに、これに係る事項の指導援助を自主的に行い事故の発生を防止することを目的とする。
- 第2条 本会は、福岡県冷凍設備保安協会と称する。
- 第3条 本会の地区は、福岡県の地域とし、事務所は福岡市に置く。
- 第4条 本会は高圧ガス保安協会に加入し、その会員としての活動を行う。
2. 本会に高圧ガス保安協会冷凍教育検査事務所を置き、同協会の委任事務を行うことが出来る。
3. 本会は福岡県の委嘱があった場合、冷凍設備及び冷房設備の検査をすることが出来る。
- 第5条 この規約に定めるものの外、必要な事項は、総会の議決を経て別に規定で定める。

第2章 業 務

- 第6条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一. 高圧ガス保安協会が行う保安検査の実施を担当する。
二. 諮問に対する答申及び建議。
三. その他本会の目的達成のため必要な事業。
- 第7条 保安検査は、高圧ガス保安協会が定める冷凍装置の保安検査及び検査基準による。又その指示に従い所定の時期に之を行う。
2. 冷凍設備に係る諸調査は必要に応じ行う。

第3章 会 員

- 第8条 本会会員たる資格は冷凍設備を有するもので、入会を希望するものは理事会の議決を経て加入することが出来る。
尚 会員を次の通り区分する。
一、一般会員は高圧ガス保安法第1章第2条第3項の設備を有するもの。
※ 高圧ガス保安法の適用を受ける、冷凍・冷房設備を有するもの。
二、特別会員は特に本会加入を希望するもの。
- 第9条 会員は、予め本会に報告し、理事会の議決を経て、事業年度の終わりに於いて脱退することが出来る。
但し、予告期日は事業年度末より60日前迄に書面で申し出なければならない。
- 第10条 本会は高圧ガス保安法に定めるものの外、次の各号に該当する会員を理事会の議決を経て除名することが出来る。
一、本会の事業の利用につき不正の行為があった会員。
二、本会の事業を妨げ、又は本会の事業を妨げようとする行為のあった会員。
三、犯罪その他信用を失う行為のあった会員。

第11条 会員にして、若し災害等発生の場合は、速やかに本会に届出なければならない。

第12条 会員は次に掲げる事項に変更を生じたときは、2週間以内に本会に届出でなければならない。

- 一、 氏名又は名称及び事業を行う場所。
- 二、 設備の増減。
- 三、 事業を休廃止したとき。

第4章 役員並びに職員

第13条 本会に理事20名以内、監事5名以内を置き、総会に於いて会員中より選任する。但し、監事の中若干名は会員外より選任することが出来る。

第14条 理事及び監事の任期は、理事2年、監事2年とし、任期満了後再選を妨げない。

第15条 理事の中1名を会長とし、2名以内を副会長とし、理事の互選により定める。

第16条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は理事会の推薦による。

2. 本会に技術委員を若干名おくことが出来る。本委員は会長之を任命する。
3. 本会に冷凍部会委員及び空調部会委員若干名を置くことが出来る。本委員は会長之を任命する。
4. 本会に自主保安推進委員を若干名置くことが出来る。本委員は会長之を任命する。

第17条 会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。副会長は会長に事故あるとき、その職務を代理し、監事は本会の財産の状況を監査する。

第18条 本会は技術職員及び事務職員を置くことが出来る。

第19条 技術職員は会長が之を任命する。

2. 保安検査員は会長の推薦により、高圧ガス保安協会会長が之を認証する。

第5章 総会及び理事会並びに技術委員会

第20条 総会は毎年1回5月に定期総会を、その他必要ある場合は、臨時総会を招集する。総会の通知は2週間前に文章を以ってする。

第21条 総会は会員の出席により成立し、議決は出席者の過半数を以って決する。

第22条 理事会は必要に応じ、会長之を招集する。

第23条 理事会には次の事項を議決する。

- 一、 総会に提出する議案。
- 二、 会員の加入及び脱会並びに除名。
- 三、 その他必要なる事項。
2. 理事会の議決を要する事項で軽微なものは書面で表決することが出来る。

第24条 技術委員会は会長必要に応じ之を招集する。

2. 技術委員会の任務は次の通りとする。

- 一. 会長の諮問に応じ、本協会の業務のうち、技術に関する重要事項を調査審議する。
- 二. 技術委員は前項に規定する事項について、会長に対し意見を述べる事が出来る。

第25条 部会は冷凍部会、空調部会とし、会長必要に応じ之を招集する。

2. 部会委員の任務は次の通りとする。

- 一. 会長の諮問に応じ、本協会の事業活動につき、夫々所属する会員の要望する事項について、これらの対策を審議する。
- 二. 本部会員は前項について、会長に対し意見を述べる事が出来る。

第26条 自主保安推進委員会は、会長必要に応じ之を招集する。

2. 推進委員会の任務は次の通りとする。

- 一. 会長の指示により、受け持ち会員の諸会合（総会等）の出席を促進するとともに、会員からの要望等を取りまとめる。
- 二. 地区役員の指示に従って、本会業務の実行について推進する。

第6章 会 計

第27条 本会の経費は、会費及び検査料その他の収入を以ってこれに当てる。

2. 前項の経費の分担額及び徴収方法、その他必要なる事項は、総会の議決で定める。

第28条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。